

中国ビジネス Q&A 中国新会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」

Q 2021年度より在中日系子会社において、収益、リース、金融商品の新会計準則が適用になっていますが、特に金融商品は難解であることから、重要なポイントを教えてください。

A 国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスの観点から、IFRS9号「金融商品」と同等性を有する企業会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」(财会「2017」7号)、第23号「金融資産の移転」(财会「2017」8号)が新たに発行され、2021年度より非上場会社においても適用されています。これにより、新準則を適用する日系中国子会社においても、IFRSとほぼ同等の会計基準が適用されています。

金融商品の認識および測定

1. 金融商品の定義

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産を、他の当事者にとっての金融負債または資本性金融商品を生じさせる契約を指します。

2. 金融商品の認識

企業は、金融商品の契約の当事者になった場合に、金融資産または金融負債を認識します。通常の方法による金融資産の購入または売却の場合、企業は、取引日に受け取るべき資産およびそれに対して支払うべき負債を認識する、あるいは取引日に売却する資産の認識を中止し、同時に処分利益または損失を認識し、買手に対する債権を認識します。通常の方法による金融資産の購入または売却とは、通常、規制または市場慣行により決定されるスケジュールに従って金融資産を引き渡すことを契約条件とする金融資産の購入または売却をいいます。

3. 金融資産の分類

(1) 金融資産の分類

金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に従って、以下の3つに金融資産を分類します。

① 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの条件を満たす場合、償却原価で測定される金融資産に分類します。

- ・金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収である。
- ・金融資産の契約条件が、特定の日に発生するキャッシュ・フローが、元本および元本残高に対する利息の支払のみであることを規定している。

② その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

以下の2つの条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類します。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的とする事業モデルで金融資産を管理している。
- ・金融資産の契約条件が、特定の日に発生するキャッシュ・フローが、元本および元本残高に対する利息の支払のみであることを規定している。

なお、売買目的保有ではない資本性金融商品への投資については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することができます。

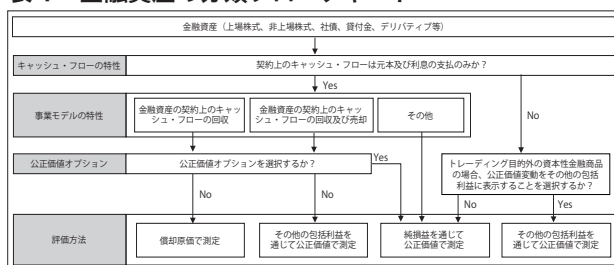
③ 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上記①および②以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類します。

なお、金融資産の管理に関する企業の事業モデルとは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために、金融資産をどのように管理しているのかをいいます。また、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性とは、

金融商品の契約上約束された関連する金融資産の経済的特性を反映したキャッシュ・フローの属性をいいます(表1)。

表1 金融資産の分類フローチャート



子会社または持分法を適用する関連会社等以外の非上場株式や出資金について、公正価値で評価することが要求されている点が重要です。

(2) 金融負債の分類

金融負債は、以下の項目を除き、償却原価で測定される金融負債に分類します。

- ① 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債。これには売買目的で保有する金融負債(金融負債であるデリバティブを含む)および純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として指定した金融負債が含まれる。
- ② 金融資産の移転が認識の中止の条件を満たさない場合、または移転された金融資産への継続的関与から生じる金融負債。
- ③ 上記①または②に該当しない金融保証契約、および①に該当しない市場金利を下回る金利によるローン・コミットメント。

なお、営業債権が重大な金融要素を含んでいない、または1年を超えない契約で金融要素を考慮しない場合には、営業債権を取引価格で当初測定します。

④ 上記①または②に該当しない金融保証契約、および①に該当しない市場金利を下回る金利によるローン・コミットメント。

4. 金融商品の測定

(1) 当初認識時の測定

金融資産または金融負債は当初認識において、公正価値で測定します。なお、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債については、関連する取引費用を純損益として直接認識します。その他の分類の金融資産または金融負債については、関連する取引費用を当初認識額に含めます。

なお、営業債権が重大な金融要素を含んでいない、または1年を超えない契約で金融要素を考慮しない場合には、営業債権を取引価格で当初測定します。

(2) 認識後の測定

金融商品の分類ごとに、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、または純損益を通じて公正価値で、それぞれ事後測定します。

5. 分類変更

金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合、影響を受けるすべての関連する金融資産を分類変更します。なお、金融負債はすべて分類変更することはできません。

定」と第23号「金融資産の移転」

デロイト中国上海事務所 日系企業サービスグループ
シニアマネジャー 築田 武尋

金融資産を分類変更する場合、分類変更日から将来に向かって関連する会計処理を適用し、過去に認識した利得、損失（減損損失または利得を含む）または利息を遡及的に調整しません（表2）。

表2 分類変更のパターン

分類変更前	分類変更後	分類変更に関する処理
償却原価で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	分類変更日の公正価値で金融資産を測定する。差額は純損益に認識する。
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	分類変更日の公正価値で金融資産を測定する。差額はその他の包括利益に認識する。（※1）
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産	過去にその他の包括利益で認識した累積利得または損失を取り崩し、分類変更日における当該金融資産の公正価値を調整し、新たな帳簿価額として当該金融資産が償却原価で測定されていたかのように調整する。（※1）
	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	金融資産を引き続き公正価値で測定する。過去にその他の包括利益で認識した累積利得または損失を純損益として認識する。
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産	分類変更日における公正価値を新たな帳簿価額とする。（※2）
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	金融資産を引き続き公正価値で測定する。（※2）

（※1）実効金利および予想信用損失の測定について分類変更による修正は行わない。
（※2）実効金利は分類変更日現在の公正価値に基づいて算定される。分類変更日から金融資産の減損関連規定を適用し、分類変更日を当初認識日として扱う。

6. 金融商品の認識の中止

(1) 金融資産の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たす場合、金融資産の認識を中止します。

- ①当該金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合
- ②当該金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合

(2) 金融負債の認識の中止

金融負債（またはその一部、以下同様）の現在の義務が消滅した場合、金融負債の認識を中止します。

企業（借手）と貸手との間で、当初の金融負債を新たな金融負債と交換する契約が締結され、新たな金融負債と当初の金融負債の契約条件が実質的に異なる場合、企業は当初の金融負債の認識を中止し、新たな金融負債を認識します。企業が当初の金融負債の契約条件を大幅に変更した場合、当初の金融負債の認識を中止し、同時に変更後の条件に従って新たな金融負債を認識します。

7. 利得または損失

金融資産または金融負債に係る利得または損失については、以下の表のとおり会計処理します。ただし、利得または損失がヘッジ会計の規定するヘッジ関係の一部である場合は、ヘッジ会計を適用します。また、分類変更時の利得または損失の処理については、上述「5. 分類変更」を参照ください（表3）。

表3 利得または損失の会計処理

分類	パターン	利得または損失の会計処理
公正価値で測定する金融資産または金融負債	原則 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債であり、かつ、企業自身の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動をその他の包括利益で認識する場合	純損益として認識する。 金融負債の公正価値の変動のうち、企業自身の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益として認識する。その他の変動は、純損益として認識する。
償却原価で測定する金融資産	認識の中止時、実効金利法による償却、減損の認識時	純損益として認識する。
償却原価で測定する金融負債	認識の中止時、実効金利法による償却	純損益として認識する。

なお、以下の3つの条件を満たす場合、受取配当金を純損益に認識します。

- ①企業が配当の支払を受ける権利が確定している。
- ②配当に関連した経済的便益が企業に流入する可能性が高い。

③配当の金額を信頼性をもって測定できる。

金融商品の予想信用損失

1. 予想信用損失の認識

貸借対照表日において、金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増大しているかどうかを評価し、以下の状況に応じて損失評価引当金を測定し、予想信用損失を認識します。

(1) 信用リスクが当初認識時から著しく増大した場合

金融商品の全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。なお、金融商品の全期間の予想信用損失とは、金融商品の予想存続期間におけるすべての債務不履行の可能性から生じる予想信用損失をいいます。

(2) 信用リスクが当初認識時から著しく増大していない場合

今後12カ月の金融商品の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。なお、今後12カ月の予想信用損失とは、貸借対照表日（基準日）後12カ月以内に発生しうる金融商品の債務不履行事象から生じる予想信用損失であり、全期間の予想信用損失の一部です。

(3) 信用リスクが当初認識時から著しく増大した状況ではなくなった場合

金融商品の損失評価引当金を今後12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定し、その結果生じる損失評価引当金の戻入れは、減損利得として純損益に計上します。

2. 予想信用損失の測定（一般的なアプローチ）

以下の各要素を反映して、金融商品の予想信用損失を測定します。

- ①一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ②貨幣の時間価値
- ③過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、貸借対照表日において過大なコストや労力を掛けずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、金融商品の信用損失を債務不履行リスクで加重平均したものです。信用損失は、契約に基づいて企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと回収が見込まれるキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたもの、すなわちすべての現金不足額の現在価値です。

キャッシュ・フローの見積りにおいて、予想存続期間を通じて金融商品のすべての契約条件（例えば期限前償還、期限延長、コールオプションやその他類似のオプション等）を考慮します。また、キャッシュ・フローには、保有している担保の売却によるキャッシュ・フローや、契約条件の一部である他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含める必要があります。

3. 予想信用損失の測定（単純化したアプローチ）

以下の項目については、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。

(1) 以下のいずれかの条件を満たす営業債権または契約資産

- ①重大な金融要素を含んでいない、または1年を超えない契約で金融要素を考慮しない場合
- ②重大な金融要素を含むが、会計方針の選択により、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定する場合
- (2) 全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定する会計方針を選択したリース債権